

通所介護及び通所介護相当サービスの運営規程

デイサービス ドリーム

(事業の目的)

第1条 株式会社 千幸が運営するデイサービス ドリーム(以下「事業所」という。)が行う指定通所介護及び第一号通所事業の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員(以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態(通所介護相当サービスにあつては事業対象または要支援状態)にある高齢者に対し、適正な指定通所介護及び第通所介護相当サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定通所介護の提供にあつては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行う事によって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 2 第一号通所事業の提供にあつては、事業所の生活相談員等は、要支援者及び事業対象者が可能な限りその住居において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行う事により、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条

- ① 名称 デイサービス ドリーム
- ② 所在地 埼玉県越谷市北越谷三丁目7番31号 ドリームスクエア北越谷

(職員の職種、員数および職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数および職務の内容は次のとおりとする。

① 管理者 1名(常勤兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

②従業者

生活相談員 1名以上

利用者及び家族からの相談業務・事業所内及びその他サービスとの連携業務

看護職員 1名以上

利用者のバイタル(体温・血圧などのチェック)・医療看護ケア(塗り薬の塗布など)

急変時対応(医師連絡・救急車を呼ぶなど)・事業所内の衛生管理業務

介護職員 4名以上

送迎・リハビリの誘導・入浴、食事、排泄介助

機能訓練指導員 1名以上

機能訓練による利用者の生活に必要な機能の改善又は維持とそれに伴う計画書の作成

従業者は、指定通所介護及び通所介護サービス相当サービス事業の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始 12/29～翌年 1/3 までの特別休暇を除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ② サービス提供時間 午前9時00分から午後4時00分までとする。

(実施単位及び利用定員)

第6条 指定通所介護及び第一号通所事業の実施単位と利用定員は次のとおりとする。

1単位 35名(通常規模) 提供時間…9:00～16:00

(事業の内容及び利用料等)

第7条 指定通所介護及び通所介護相当サービス事業の内容(以下、「サービス」という)は次のとおりとし、サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該サービスが法定代理受領サービスである時は、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。

- ① 食事の提供
 - ② 日常生活動作の機能訓練
 - ③ 健康チェック
 - ④ 送迎
 - ⑤ アクティビティ(介護予防)
 - ⑥ 個別機能訓練加算(ロ)
 - ⑦ 運動器機能向上練習(介護予防)
 - ⑧ 口腔機能向上練習
 - ⑨ 入浴
- 2 第10条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定通所介護及び通所介護サービス相当サービス事業に要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を超えた地点から、1キロメートル当たり100円徴収する。
- 3 おむつ代は、リハビリパンツ代100円(非課税)、パッド代50円(非課税)を徴収する。
- 4 保険外サービスとして昼食代700円(非課税)、レクリエーション・ドリンク費50円(非課税)を徴収する。
- 5 リハビリマシンの関わる個人識別用カードを初回の発行又は紛失・破損時(利用者に過失が認められる場合に限り)再発行の手数料として1,500円(税別)を徴収する。
- 6 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 7 利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できるが、複写物を必要とする場合には実費を徴収する。複写物1枚につき10円とする。
- 8 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をしたうえで、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受ける事とする。

(緊急時における対応方法)

第8条 生活相談員等は通所介護の提供を行っている時に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第9条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は越谷市(桜井地区、大袋地区、新方地区、増林地区、荻島地区、北越谷地区、出羽地区、大沢地区、越ヶ谷地区、南越谷地区(一部)

(サービスの利用にあたっての留意事項)

第11条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 生活相談員等は事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなった時は速やかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。
- ④ 政治活動、宗教活動を行わない。
- ⑤ 危険物を持ち込まない。
- ⑥ 所持金、貴重品は自ら管理する。
- ⑦ 利用者同士で金銭、物品のやり取りを行わない。

(衛生管理及び従業員等の健康管理等)

第12条 事業所は、サービスに使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 事業所は、従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(個人情報の保護)

第13条 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供、ケアマネージャー及び他の介護サービス事業者との連携、緊急時の医療機関への情報提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得るものとする。

(その他の運営についての留意事項)

第14条 事業所は生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- ② 継続研修 年12回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3 従業者であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨に従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は 株式会社 千幸 と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業者は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じるものとする。

1. 事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行う。
2. 当該事業所従業者又は、養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる

利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

3. 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
4. 事業所は次の通り虐待防止責任者を定めます。 役職:管理者 氏名:中馬由美子

(感染症対策に関する事項)

第16条 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

1. 通所介護職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。
2. 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。
3. 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する感染防止 委員会を概ね6カ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底する。
4. 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
5. 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続に向けた取り組みに関する事項)

第17条 事業所は、業務継続に向けた取り組みのため次の措置を講ずるものとする。

1. 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じる。
2. 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
3. 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(提供するサービスの第三者評価の実地状況)

無し

附則

この規定は、令和5年 5月 1日から施行する。

この規定は、令和6年 4月 1日から施行する。